

労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件  
令和 2年 5月11日 厚生労働省告示第208号

施行：令和 2年 5月11日

改正：なし

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第一条第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和二年八月三十一日とする。

\*\*\*\*\*